

特定信書便事業の許可について

(諮問第1219号)

(公印・契印省略)

諮 問 第 1219 号
令和 3 年 11 月 26 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 金子 恭之

諮 問 書

アイ・リンク株式会社（代表取締役 本間 勝行）ほか10者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は、別紙1のとおりである。

当該申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。よって、同法第29条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要

令和3年11月26日
総 務 省

1 事業の許可申請

(1)申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)		資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
				1 号	2 号	3 号			
1	アイ・リンク(株) (北海道札幌市)	1,000万円	電気工事業 (8億4,670万円)	○	○		【1号役務】 引受地:札幌市 配達地:札幌市、江別市、 北広島市、石狩市 【2号役務】 札幌市(清田区有明141有 明小学校より南の区域、南 区滝野地区全域、南区常 盤6条2丁目常盤小学校より 南の区域、南区定山溪温 泉東4丁目定山溪小学校よ り南の区域、および北区の 区域のうち札幌当別線とあ いの里東通との交差点以 北は除く。)	【1号役務】 既存顧客の支社及び事業所等を巡回する役務を見込 んでいる。 【2号役務】 行政機関を巡回する役務を見込んでいる。	令和3年 12月1日
2	(株)京浜サプライズ (宮城県角田市)	3,600万円	自動車部分品・附属品製 造業 (8億8,300万円)	○	○		【1号役務】、【3号役務】 宮城県角田市、亘理町、丸 森町、村田町	【1号役務】 既存顧客の本社及び支社を巡回する役務を見込んで いる。 【3号役務】 既存顧客の事業所や工場を定期集配する役務を見込 んでいる。	令和4年 1月6日
3	新安全警備保障(株) (茨城県水戸市)	1億円	警備業 (30億4,577万円)	○			【1号役務】 茨城県、宮城県(離島を除 く。)、福島県、栃木県、埼 玉県、千葉県、東京都(離 島を除く。)	【1号役務】 既存顧客の本社及び支社を巡回する役務を見込んで いる。	令和3年 12月1日
4	プログレス・エム(有) (埼玉県朝霞市)	300万円	貨物運送業 (2億4,884万円)	○	○		【1号役務】、【3号役務】 埼玉県、千葉県、東京都 (離島を除く。)、神奈川県	【1号役務】 行政機関を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 地元企業から差し出される信書便物を送達する役務を 見込んでいる。	令和3年 12月21日

※注1:直近の決算年度における額を記載。
※注2:直近の決算年度における額を記載。
※注3:民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

申請者名 (本社所在地)		資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
				1 号	2 号	3 号			
5	両備トランスポート(株) (埼玉県越谷市)	3,000万円	貨物運送業 (131億1,896万円)	○		○	【1号役務】 岡山県(離島を含む。)	【1号役務】 グループ会社から県内店舗に信書を送達する役務を見込んでいる。 【3号役務】 金融機関の本店・支店から指定配送先への信書を送達する役務を見込んでいる	令和3年 12月1日
6	北多摩運送(株) (東京都立川市)	3,520万円	貨物運送業 (13億2,616万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	【1号役務】 既存顧客の当社及び支社を巡回する役務を見込んでいる。	令和3年 12月1日
7	赤帽エスエルイー (長野県塩尻市)	—	貨物運送業 (979万円)	○		○	【1号役務】 長野県 【3号役務】 引受地:長野県 配達地:長野県、愛知県、東京都	【1号役務】 既存顧客の事業所間を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 緊急度の高い信書を送達する役務を見込んでいる。	令和4年 1月1日
8	(株)技研サービス (岐阜県岐阜市)	1,726万円	指定管理業 (28億8,276万円)	○		○	【1号役務】、【3号役務】 岐阜県、愛知県	【1号役務】 既存顧客の当社・支社間を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される契約書等の信書を送達する役務を見込んでいる。	令和3年 12月1日
9	(株)九倉 (福岡県北九州市)	6,000万円	貨物運送業 (36億5,393万円)	○		○	【1号役務】、【3号役務】 大阪府、兵庫県、京都府	【1号役務】、【3号役務】 既存顧客の当社・支社等を巡回する役務を見込んでいる。	令和3年 12月1日
10	(株)明桜 (福岡県筑紫野市)	100万円	貨物運送業 (960万円)	○			【1号役務】 福岡県	【1号役務】 行政機関を巡回する役務を見込んでいる。	令和4年 4月1日
11	渡木軽運送 (長崎県西海市)	—	貨物運送業 (0万円)	○			【1号役務】 長崎県(離島を除く。)	【1号役務】 行政機関を巡回する役務を見込んでいる。	令和4年 4月1日

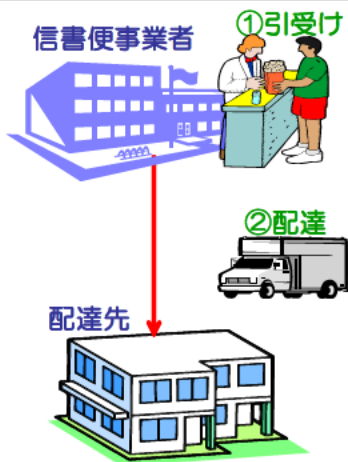
(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で 引受け	利用者の指定 場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で 引受け	
1	アイ・リンク(株)	1号、2号	1号、2号	1号、2号		対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達
2	(株)京浜サプライズ			1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達
3	新安全警備保障(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達
4	プロGRESS・エム(有)	3号	3号	1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達
5	両備トランスポート(株)	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達
6	北多摩運送(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達
7	赤帽エスエルイー		3号	1号	1号	対面交付

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で 引受け	利用者の指定 場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で 引受け	
8	(株)技研サービス	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達
9	(株)九倉	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達
10	(株)明桜			1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達
11	渡木軽運送			1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達

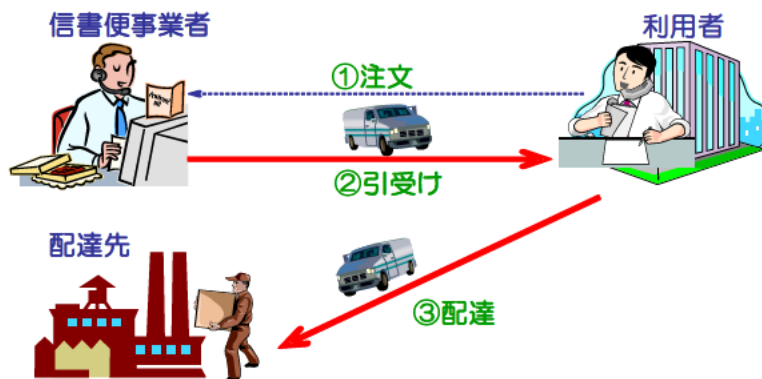
【参考】提供サービスの概要

営業所引受けサービス



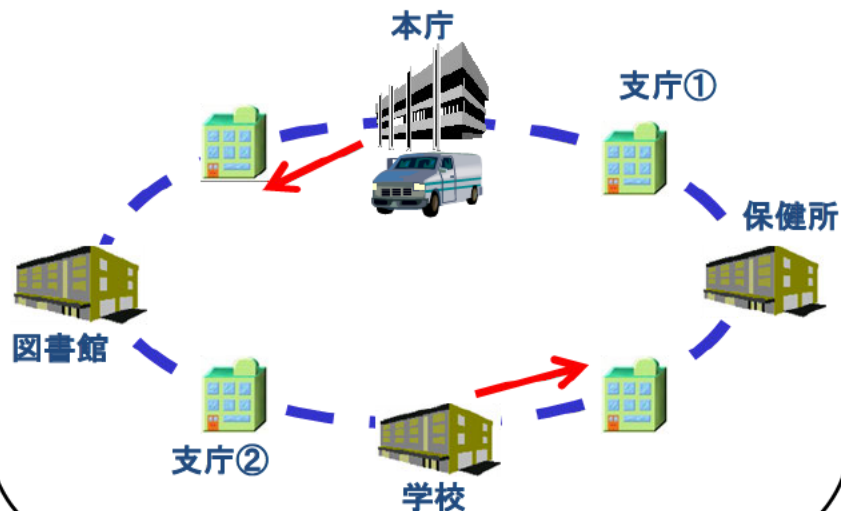
注文集配サービス

電話やインターネット等により注文を受けて、個別に利用者の指定場所に出向いて引受け、受取人に配達するサービス



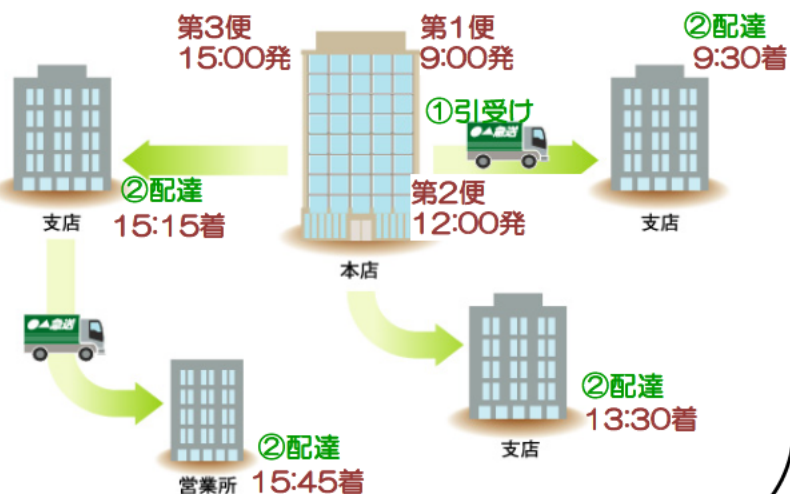
巡回集配サービス

あらかじめ定めたルート巡回して、各巡回先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



定期集配サービス

あらかじめ定めたルート定期的に運行して、各集配先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



(3) 3時間審査(2号役務のみ)

○事業許可申請

申請者名	2号役務の提供区域	最長時間経路	主な送達手段	a. 引受等時間 (注1)	b. 実測時間	合計 (a + b)	道路交通法令遵守
					b. ATIS (注2) 計測時間		
アイ・リンク (株)	札幌市内札幌市 (清田区有明 141有明小学校 より南の区域、 南区滝野地区全 域、南区常盤6 条2丁目常盤小 学校より南の区 域、南区定山溪 温泉東4丁目定 山溪小学校より 南の区域、およ び北区の区域の うち札幌当別線 とあいの里東通 との交差点以北 は除く。)	45 Km	軽四輪	60分 (12箇所×5分)	103分	163分	道路交通関係法令の規定を遵守 して送達
					87分	147分	

注1:「引受等時間」は引受け及び区分に要する時間で5分と見込んで算出している。

注2: ATIS (県警等から寄せられた交通情報に基づく渋滞情報等の提供サービス) により計測した最長時間経路の移動時間。

(4) 信書便事業収支見積(委員限り)
その1 収入の部

申請者名 (注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
1	アイ・リンク(株)			
2	(株)京浜サプライズ			
3	新安全警備保障(株)			
4	プログレス・エム(有)			
5	両備トランスポート(株)			
6	北多摩運送(株)			

注1: 下線を付した者は消費税税込み、下線の無いものは消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上。以下、同じ。

申請者名		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
7	<u>赤帽エスエルイー</u>			
8	(株)技研サービス			
9	(株)九倉			
10	<u>(株)明桜</u>			
11	<u>渡木軽運送</u>			

(4) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名		年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出						信書便事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)																																							
				合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)	租税 公課																																									
1	アイ・リンク(株)	初 (6ヶ月)																																																
		翌																																																
2	(株)京浜サプライズ	初 (3ヶ月)																																																
		翌																																																
3	新安全警備保障(株)	初 (1ヶ月)																																																
		翌																																																
4	プログレス・エム(有)	初 (9ヶ月)																																																
		翌																																																
5	両備トランスポート(株)	初 (4ヶ月)																																																
		翌																																																
6	北多摩運送(株)	初 (10ヶ月)																																																
		翌																																																

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(単位:万円)

申請者名		年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
				合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)	租税 公課	
7	<u>赤帽エスエルイー</u>	初 (12ヶ月)								
		翌								
8	(株)技研サービス	初 (4ヶ月)								
		翌								
9	(株)九倉	初 (7ヶ月)								
		翌								
10	<u>(株)明桜</u>	初 (12ヶ月)								
		翌								
11	<u>渡木軽運送</u>	初 (9ヶ月)								
		翌								

(5) 資金計画（委員限り）

（単位：万円）

申請者名		純資産の額 ^{（注1）}	事業開始に要する資金 ^{（注2）}	資金の調達方法
1	アイ・リンク（株）			
2	（株）京浜サプライズ			
3	新安全警備保障（株）			
4	プログレス・エム（有）			
5	両備トランスポート（株）			
6	北多摩運送（株）			
7	赤帽エスエルイー			
8	（株）技研サービス			
9	（株）九倉			
10	（株）明桜			
11	渡木軽運送			

注1：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2：事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分、車両等の取得価格等の合計額。

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

アイ・リンク株式会社ほか 10 者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第 8 条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第 1 号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡しや受取人の郵便受け箱又はメール室へ配達すること等の手段により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
委託	委託契約書において、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されていること等から、秘密を保護するため適切なものである。 （業務委託予定申請者 2 者）	適

2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第 31 条第 2 号）

項目	審査概要	適否
3 時間審査 （2 号役務）	3 時間以内に送達可能であることが実測と ATIS（交通情報サービス）で立証されている。 （2 号役務提供予定申請者 1 者）	適
事業収支 見積り	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。 適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、 適

	適正かつ明確に算出されている。	
役務内容が 法に適合して いること	申請のあった役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた 法の規定に適合している。	適
委託	信書便の業務の一部を委託する方法が、自ら当該業務を実 施する方法よりも経済的であるという特別の事情が認めら れる。また、委託契約書において、取扱いの責任及び第三者 への再委託の禁止が規定されている。 (業務委託予定申請者 2 者)	適

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第 31 条第 3 号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ 明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある 自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第 34 条において準用する法第 8 条)

いずれの申請者とも該当なし